

海洋基本計画の概要

1. 計画の位置付け

平成 19 年 4 月に成立した「海洋基本法」（平成 19 年 4 月法律第 33 号）第 16 条の規定に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が海洋に関する基本的な計画を定めるもの。

2. 計画の内容について

(1) 構成

- ・第 1 部 海洋基本法に定める 6 項目の基本理念に沿った施策展開の基本的な方針を規定
- ・第 2 部 海洋基本法に定める 12 項目の基本的施策について、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等総合的・計画的推進が必要な海洋施策を規定
- ・第 3 部 海洋施策推進のために必要なその他の事項を規定

(2) 政策目標と計画期間

計画には今後 5 年間で実施すべき施策を盛り込むこととし、当該期間を見通した本計画が目指すべき 3 つの政策目標を以下のとおり設定する。

- ・目標 1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦

先導的に海洋調査に取り組むとともに、得られた情報を共有し、地球規模での環境問題の解決等に対して積極的に貢献する。

- ・目標 2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり

管轄権を有する海洋資源等の利用に向け、安全確保体制の構築、海洋環境保全対策等利用・管理に関する諸体制の整備等を早急に行う。

- ・目標 3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

安全・安心な国民生活の実現のため、海上航行の自由と安全を確保するための体制整備、海洋由来の自然の脅威に対する防災対策の強化等に早急に取り組む。

海洋基本計画の概要

計画期間：5力年間
(5年後(平成24年度)を見通して策定)

- 目指すべき政策目標
- 目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
 - 目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
 - 目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

第1部 基本的な方針

① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要



サンゴと魚たち
出典：水産庁HP

② 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要



タンカー火災事故
出典：海上保安庁HP

③ 科学的知見の充実

海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要



しんかい6500
出典：(独)海洋研究開発機構HP

④ 海洋産業の健全な発展

海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要



コンテナ船
出典：国土交通省港湾局HP

⑤ 海洋の総合的管理

海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要



総合海洋政策本部参与会議の様子
出典：総合海洋政策本部HP

⑥ 海洋に関する国際的協調

海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要



国連会議の様子
出典：国連広報センターHP

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

① 海洋資源の開発及び利用の推進

水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。

② 海洋環境の保全等

海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。

③ 排他的経済水域等の開発等の推進

大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。

④ 海上輸送の確保

外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。

⑤ 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。

⑥ 海洋調査の推進

海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。

⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。

⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。

⑨ 沿岸域の総合的管理

総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。

⑩ 離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。

⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。

⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

～目次～

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進
2. 大陸棚延長のための対策の推進
3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応
4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発
5. 安定的な国際海上輸送の確保
6. 海洋の安全に関する制度の整備
7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進
8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供
9. 海洋に関する研究開発の推進
10. 沿岸域の総合的な管理
11. 海洋管理のための離島の保全・管理

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進

第2部 2
18ページ

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)とは】

動植物相等を含む海域で、法律等により保護されている区域。
Marine Park(海中公園)、Marine Reserve(海洋保護区)などの名称を使用している国もあり、定義や用途は異なっている。

→国際的に統一された具体的な概念はない

環境保全に関する国際動向

- ・国連環境開発会議(1992年)
- ・生物多様性条約(1992年)
- ・ヨハネスブルグサミット(2002年)等

→生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

豪州、米国等では、国内法に基づくMPAをそれぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域(特に沿岸域)においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→海洋の持続可能な利用の危機

我が国における海洋保護区についての、
①設定目的の明確化
②海域利用実態を踏まえたあり方の明確化

海洋保護区を適切に設定

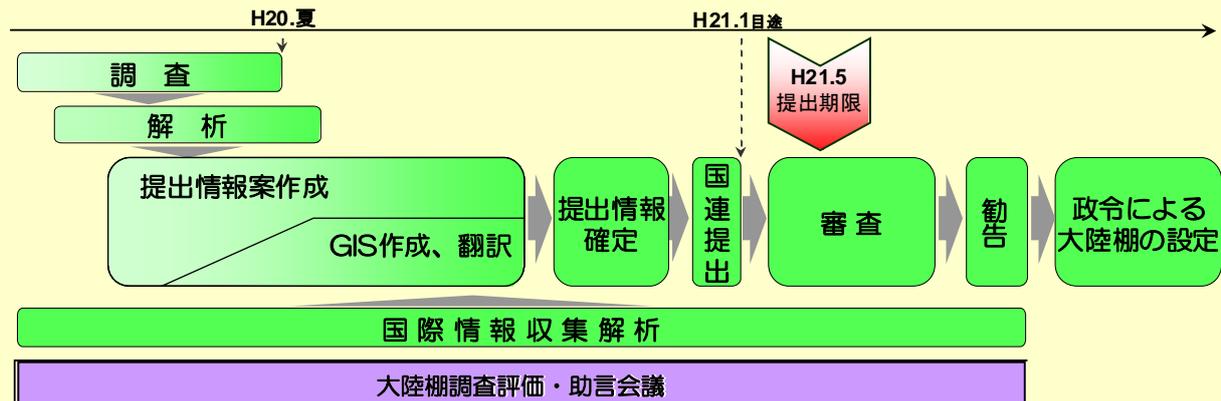
「日本型」海洋保護区についての国際的理解の醸成

2. 大陸棚延長のための対策の推進

大陸棚調査を引き続き実施するとともに、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する資料の作成、委員会での審査への対応等を行う。（外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等）

国連海洋法条約

- ☆ 沿岸国の200海里までの海底等を「大陸棚」と規定するとともに、地形・地質的条件によっては200海里を超えて大陸棚を設定可能。
- ☆ 地形・地質データ等を含む大陸棚の限界に関する情報を、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定することが必要。



3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応

排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等）

現状及び問題点

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず（日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在）、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱（資源探査と思われる行為を含む。）等の事例が発生。



外国海洋調査船

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。

対応

海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討。

留意点

科学的調査等を規制する場合

- ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
- ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき（交渉への影響の可能性）等との指摘あり。

4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」を策定し、同計画の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の探査・開発を着実に推進。メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指す。(経済産業省等)

国際的背景

- 資源価格の高騰に伴い、資源産出国において資源ナショナリズムが高揚。

平成20年に100ドルを超える水準に



我が国の対策

- 資源外交による資源産出国との関係強化に努めて、自らの安定的な資源供給源として排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の開発を推進することが重要。

燃焼するメタンハイドレート



課題

- 石油・天然ガス: 大水深海域等における探査の広域展開。特に三次元物理探査船の十分な活用。
- メタンハイドレート: 海洋産出試験段階への移行。
- 海底熱水鉱床: 資源量・環境影響の調査。採鉱・金属回収技術の開発。
- 以上は民間企業のみでは実施困難であり、国の主導による本格的な探査・開発が必要。

明確な目標と綿密な計画の下で、着実に推進。

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」の策定(平成20年度中)

【目標】メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を実現。

- 目標達成に至るまでの探査・開発の道筋(ロードマップ)
- そのために必要な技術開発
- 国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担等

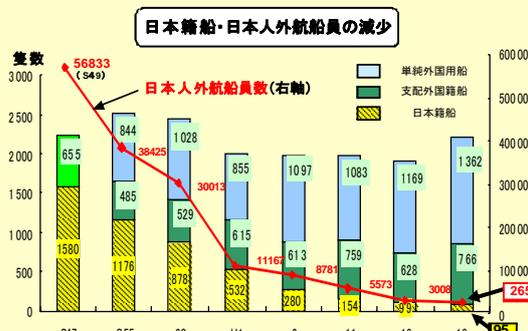
5. 安定的な国際海上輸送の確保

本邦外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講ずる。(国土交通省等)

本邦外航海運業の現状

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要。

世界単一市場において国際競争が激化する中、我が国商船隊の核となるべき日本籍船及び日本人外航船員の総数は極端に減少し、憂慮すべき事態。



安定的な国際海上輸送の確保を図るための対策の実施が急務

具体的施策

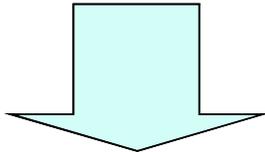
国際競争条件の均衡化、日本籍船及び日本人船員の確保を図るため、トン数標準税制の創設に取り組み、日本籍船を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員を10年間で1.5倍に。

6. 海洋の安全に関する制度の整備

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。（外務省、国土交通省、防衛省等）

現状及び問題点

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海賊行為、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ等がある。



海洋基本法の制定
「海洋の安全の確保」は同法の基本理念の一つ。

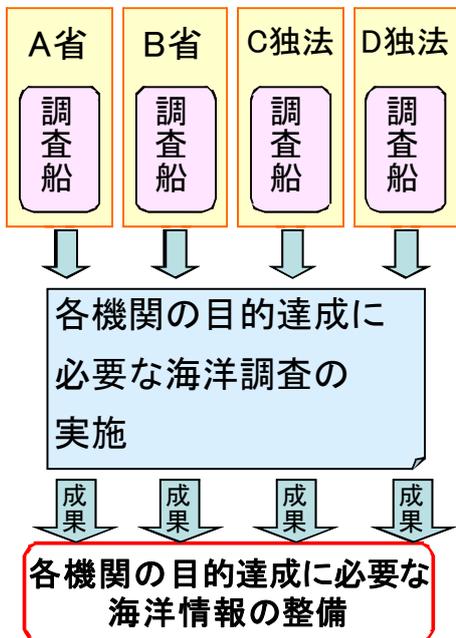
対応

- 領海等において外国船舶が正当な理由なく停留、はいかい等を行うことを禁止し、これに違反している外国船舶に対する立入検査・退去命令の措置等を規定する法案を、本通常国会に提出。
- その他の法執行体制の整備について、関係省庁と連携・協力し、検討。

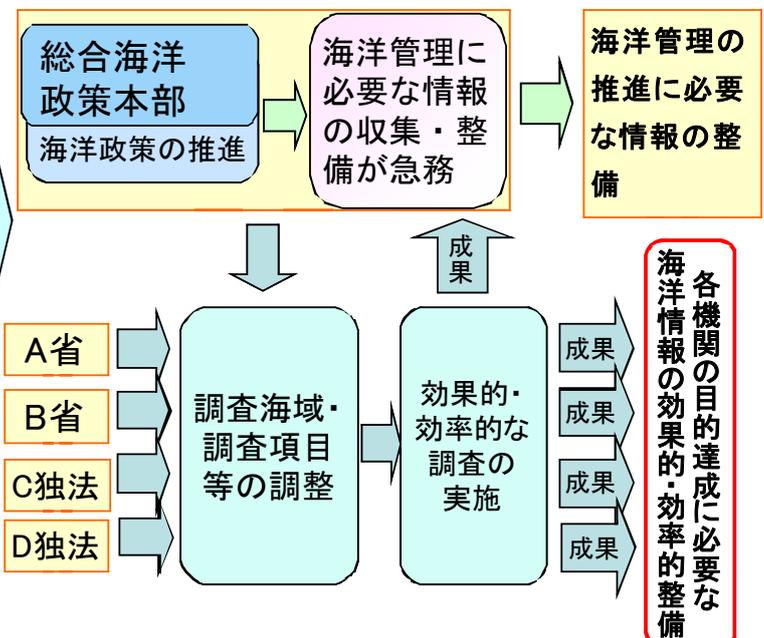
7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）

従来の海洋調査



一体的な調査の推進



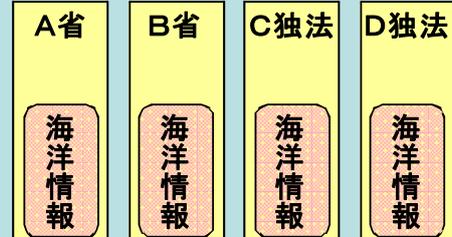
8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供

政府関係諸機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)

現状と課題

各機関の目的に応じた海洋情報の収集、提供



民間団体、研究者等のユーザー
 「情報が分散していて使いにくい」
 「情報収集に時間がかかりすぎる」
 「電子化されていない情報が多し」
 etc



一元的管理・提供体制の整備

一元的海洋情報管理・提供体制



E 大研究者
 F 県
 G 社

協力

- 民間団体等による海洋情報利活用向上
- 政府諸機関におけるデータ共有化促進
 →海洋産業や研究活動の活性化
 →効果的・効率的な行政の実現

9. 海洋に関する研究開発の推進

経済団体や学界等から提案される、海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【現状と課題】

- 海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から、関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。
- こうした開発構想は、概して関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかない面がある。

【関係府省対応体制整備】

経済団体、学界等

- 府省横断的なプロジェクト提案
 - ・新しい海洋研究推進制度の創設
 - ・海洋開発拠点の形成
 - ・海洋情報ネットワークシステム
 - ・再生可能エネルギー開発等

緊密に連携

総合海洋政策本部

新しい構想の推進システムの構築

(必要性、実現可能性、波及効果等を明確にし、費用対効果、他の施策との優先順位等を検討)

可能なものから府省連携型施策として総合的に推進

10. 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
 - ※総合的な土砂管理の取組の推進
 - ※栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
 - ※陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
 - ※自然に優しく利用しやすい海岸づくり 等
- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

11. 海洋管理のための離島の保全・管理

広大な管轄海域を設定する根拠の一部となる等重要な役割を担う離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全・管理に関する基本的な方針を策定するとともに、離島の保全・管理、振興を推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

